官民連携テーマ設定型　募集内容

テーマ	【新規募集】令和９年度ひとりぐらし高齢者の見守り機器利用補助事業の登録事業者募集
テーマ内容の概要	ひとりぐらし高齢者の増加に伴い、見守りのニーズが高まっていることから、令和８年４月より、ひとりぐらしの高齢者に対する見守り機器等の利用に係る費用補助事業を開始しました。 令和９年度より、新たに見守り機器等を活用した見守りサービスを提供できる事業者を募集します。参加条件を満たす応募事業者の中から、提案内容を踏まえ、事業者を選定します。
募集内容	１．事業概要 「ひとりぐらし高齢者の見守り機器利用補助事業」は、区内在住の満 70 歳以上のひとりぐらし高齢者のうち、区の他の見守りサービス等を利用していない者を対象とし、見守り機器等のサービス契約を行う際に、発生する月額利用料の一部（一人あたり月額 1,000 円（上限））を補助する制度です。対象となる見守り機器等は、利用者のニーズに合った機器等を選べるよう、区で事前に提案を募集し、登録された見守り機器サービス事業者（以下、「登録事業者」）および見守り機器等を一覧として区ホームページに公開します。 【補助の流れ】 ① 本応募を通じて見守り機器サービスの提供事業者として登録されます。 ② 利用希望者（高齢者本人またはその家族など）は、登録事業者の一覧から、希望するサービスを選び、直接登録事業者へ連絡します。 ③ 登録事業者はサービス内容を説明し、契約に至った場合、サービス提供を開始します。高齢者（契約者）は、月額利用料から補助額（上限 1,000 円（上限）を差し引いた金額を、登録事業者に支払います（補助分は登録事業者が立替）。 ④ 登録事業者は立替分の補助金（1,000 円／人・月）について区へ申請書類を提出します。 ⑤ 区は、申請内容を確認のうえ、補助金を交付します。 ２．対象となる見守り機器等 補助対象となる見守り機器等は、機器のボタンを押すことで関係者へ連絡される緊急通報タイプ、人の熱に反応するセンサータイプ、ドアの開閉や電球の異常使用で反応する生活リズムタイプ等とします。ただし、以下の機器等は対象外とします。 （１）機器本体がなく、アプリケーション機能のみのもの （２）見守る側への通知機能を有しないもの （３）在宅用ではなく、主に屋外用を目的としたもの

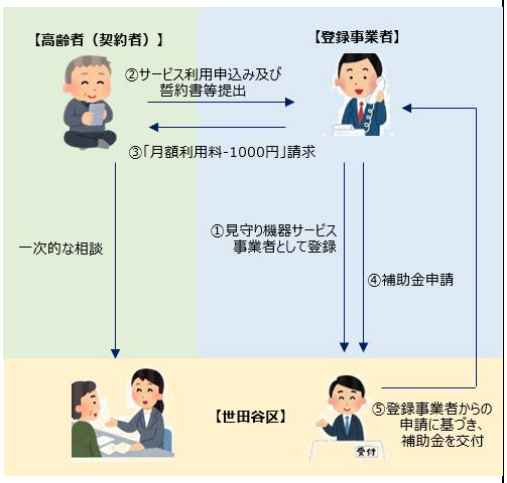

官民連携テーマ設定型　募集内容

	３．登録事業者の主な要件 （１）世田谷区または他自治体の事業において高齢者向け見守り機器等の提供実績があること。 （２）費用が、初期費用 30,000 円（税抜き）以下程度、かつ月額費用 3,000 円（税抜き）以下程度であること。 （３）令和９年４月１日からサービス提供が可能であること。 （４）世田谷区全域でサービス提供が可能であること。 （５）世田谷区の入札参加資格を有すること、または資格取得予定であること。 詳しくは下記ウェブサイトよりご確認ください。 【新規募集】令和９年度ひとりぐらし高齢者見守り機器等補助事業登録事業者を募集します
実施予定時期	令和８年１１月６日（金）　登録事業者募集　※必着 ～１２月７日（月）　（ただし応募者多数の場合、予告なく終了することがあります） 令和９年　１月下旬　応募結果の通知発送 ４月　ひとりぐらし高齢者の見守り機器等補助事業開始
本区の予算措置	高齢者（契約者）が支払う月額利用料のうちの 1,000 円（上限）を区が補助します。
区から提供できるメリット	登録事業者として選定されることで、当事業を通じて高齢者からのサービス利用が促進されることが期待されます。
備考	○世田谷区ひとりぐらし高齢者見守り機器等補助事業事業者登録要領に基づき、以下の応募書類を電子データにてご提出ください（令和８年１２月７日(月)必着）。下記問い合せ先のアドレスあてに応募希望のご連絡をお願いします。連絡を受けた後、当課から応募書類提出用 URL を送付します。念のため、電話にてメール受信確認をお願いします。 ＜応募書類＞ 「世田谷区ひとりぐらし高齢者見守り機器等補助事業登録事業者申請書（第１号様式）」「誓約書兼同意書（第２号様式）」「見守り機器等概要書（第３号様式）」「見守り機器等の概要が分かるパンフレット等」「世田谷区または他自治体事業での導入実績が分かる書類等(他自治体ホームページのスクリーンショット等)」 ○募集は令和９年度予算が世田谷区議会において議決されることを条件としています。
問合せ先	高齢福祉部　高齢福祉課 電話：０３－５４３２－２４０７ Email：sea02082@mb.city.setagaya.tokyo.jp